

二〇二一年も年明けから新型コロナウイルスに翻弄されている。政府による緊急事態宣言が一一都府県に発出（一月七日に四都県に発出、一三日に七府県追加）され、道内でも昨年十一月のピーク時と比較すれば使用病床率などの数値で改善しているものの、新規感染者数は高止まりし、「増加傾向」から抜け出せない。鈴木直道知事が緊急事態宣言の発出を国に要請する基準として示した、一週間平均で一〇万人当たり二五人も一月一七日現在で二〇・八人とじりじりと迫っている。

道内では昨年一〇月から続く「集中対策期間」を二月一五日までとし、今月一六日から、繁華街ススキノ地区の飲食店で酒類の提供にかかわらず午後一〇時までの時間短縮営業の要請が始まった。ススキノ地区への要請は接待を伴う飲食店への時短営業も含めれば一週間にも及ぶ。要請に応じた場合に支払われる支援金は、一カ月で一店舗当たり最大六二万円。多くの店舗では損失が補填できる額ではない。道や札幌市は支援金に關し一貫して「休業や時短の補償は国がすべきで、あくまで協力に対する支援」という立場で、十分な補償のないままの飲食店、その先にある関連事業者は苦境に立たされたままだ。

責任転嫁のコロナ対策

さらに国会では、新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症法を改正し、緊急事態宣言やその前段階の「予防的措置」で時間短縮営業に応じない店舗や、新型コロナ感染者が入院勧告や保健所の調査を拒否した場合に過料や罰金を課す議論が始まった。

当初の政府案で店舗や事業者への経済的支援が「努力義務」に留めていたものを野党の批判を受け「財政上の措置を講ずる」と国と自治体の義務を明確にするなど一部改善されたが、時短営業に応じない店舗や入院拒否への罰則の導入には批判が根強い。入院拒否に対する罰則規定には、日本医学会連合、日本公衆衛生学会、日本疫学会など関連学会が「罰則を伴う強制は国民に恐怖や不安・差別を引き起こすことにもつながり、感染症対策に不可欠な国民の協力を得ることを妨げる恐れがある」などとして、相次いで反対声明を発表している。

飲食店への罰則は苦境に立たされた事業者をさらに追い詰める。罰則の導入で「自粛警察」の横行を懸念する経営者もいる。要請に応じないのは、多くは経済的打撃が大きく、生活のためにやむを得ず営業を継続する場合だろう。本来行うべき補償をせずに、罰則で応じるのは感染対策の責任転

嫁も甚だしい。

振り返れば、新型コロナ対策は国による責任転嫁の連続だった。昨年二月、全国に先んじて感染が拡大した北海道で、鈴木知事は独自の緊急事態宣言を発出し、可能な要請を模索しながら対応に当たった。国の観光需要策「G・O・T・O・トラベル」事業をめぐっては、感染拡大地域での停止について、当初国は都道府県知事の判断を求めた。知事会が判断基準の明確化や停止した場合の政府のフォロー策について明示を求めたが応じず、鈴木知事をはじめ感染拡大地域の知事は難しい選択を迫られた。さらに、緊急事態宣言の発出についても、発出基準も曖昧なことから、道では独自に国に宣言発出の要請を行う基準を設け可視化するとともに、基準の明確化を求めている。

感染対策の分岐点で判断を行うのは国か地方か、曖昧な場面が続き判断がもたつた。責任を押しつけ合うことで、より実態に即した対応が求められる地方行政にノウハウが寄せがいったともとれる。対策の遅れは首都圏を中心に感染爆発という形で現れた。そのタイミングでの罰則の導入だ。対策の責任を罰則という形で事業者や国民に押しつけているようにしか捉えられない。

△限▽